

## 食材王国みやぎ「伝え人（びと）」活用促進事業取扱要領

### （目的）

第1 この要領は、食材王国みやぎ「伝え人（びと）」活用促進事業実施要綱（平成24年12月1日施行。以下「要綱」という。）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （対象となる取組み）

第2 要綱第2の「取組」は、以下のものとする。

- （1） 県内の学校教育法に定める小学校に在席する児童を対象として行う取組
- （2） 県内の学校教育法に定める中学校に在席する生徒を対象として行う取組
- （3） （1）及び（2）の児童・生徒に加えて、その保護者を対象として行う取組

### （事業の対象）

第3 要綱第2（4）に掲げる対象は、以下のものとする。

- （1） 社会教育法第20条に定める公民館
- （2） 児童福祉法第40条に定める児童厚生施設
- （3） （1）及び（2）に類する施設として宮城県農政部食産業振興課長が認めるもの。

### （材料費の対象）

第4 要綱第3（3）に掲げる材料費は、取組に必要な材料、消耗品、教材の準備に要する経費とする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。